

平成19年度予算を可決

一般会計の予算総額は前年比1.3%減の109億6,500万円

平成19年第2回町議会定例会が、2月28日から3月13日までの14日間開かれました。

今回の定例会では、松田町長が平成19年度の施政方針を述べるとともに、平成19年度一般会計予算および特別会計予算など41の議案について審議し、いずれも原案どおり可決されました。

議会 定例会



施政方針 はじめに (一部抜粋)

美郷町は立町から二年と四カ月が経過しました。これまでの時間経過と取り組みの積み重ねの中で、徐々に美郷意識が定着してきているように見受けられ、今後の町勢発展に向けた礎が定まってきたように思っています。

一方、財政環境については、三位一体改革に代表される行財政改革の推進や国、県における大幅な制度改正が、財政的な合併効果を上回る規模で歳入を縮小させ、事業推進における町負担の増大をもたらし、行政経営により意を払わなければならない状況となっております。

町政運営の基本方針

皆さんが望む美郷づくりにより力強く進んでいくために、総合計画に沿いながら予算化した取り組みの着実に効果的な展開に意を払い、各地域の誇るべき資源や特色を再確認し、将来に向かって大切にすべきものを改めて問い直しながら、「誇るべき美郷の創造」に向かってまいります。

また、減少する職員体制の中で、一定のサービス水準を確保しながら、合併の本旨に立ち返り「かつてはこうだった」という認識を改め、公共施設のあり方についても根本から議論するなど、将来に向かって何に投資し、何

を削減すべきかを改めて検討し、歳入規模に見合ったスリムな行政運営を模索してまいります。

また、こうした取り組みの具現化にあたっては、基本的に町民理解のもとで進んでいくよう、引き続き各種情報の共有化に意を払うほか、地域間バランスにも留意してまいります。

十九年度予算編成の留意点等

一般会計の歳入については、歳入の大半を占める地方交付税については、厳しさを増した平成十九年度地方財政対策の内容並びに各般の情報をもとに、不測の事態の財政需要にも対応できるよう、十八年度の状況を踏まえて一定の留保に配慮して計上しています。また、自主財源については、制度改正や十八年度の状況等を踏まえて計上しています。

町債については、起債残高を増嵩させない前提で、適債性のある事業にはできる限り活用することで計上しています。

繰入金については、二十年度以降も見据えて基金残高に留意しています。また、歳入の不足等に対応するため財政調整基金などを取り崩しています。

特別会計の歳入については、制度改正を踏まえたほか、使用料や国、県支出金等についても、適正に計上するよう留意しました。

次に、歳出についてですが、経常経費については、経常収支比率が悪化傾向にあることを踏まえ、工夫をこらし

て総額の抑制に努め、政策経費の確保に留意しております。

政策経費については、国や県の政策展開方向を踏まえるとともに、総合計画に基づく施策選択や環境変化に基づく緊急性に鑑みた事業展開に留意しているほか、サービス水準の維持を基本としながらも、職員数や一般財源の減少を踏まえてスクラップ・アンド・ビ

ルドの認識を大切に、事業の統合化や合同実施など、より効率的に事業を展開できるように意を払っております。

また、特に投資的事業については、継続事業も同様に緊急性や効率性などの観点で見直しを図るとともに、新規事業については各地域の整備水準を踏まえながら、投資の地域バランスにも配慮しています。

おわりに

美郷町の発展には、現段階では何より地域の一体感醸成と住民から信頼をいただける行政推進が肝要と存じます。そのため、地域全体を見渡しながら、透明性と効率性を重視し、適切な時期に施策を展開するように留意するほか、町の現状をより分かりやすく伝

えるとともに、さらに各般の取り組みの趣旨が伝わるように留意してまいります。

「美郷がいちばん、すきです美郷」と言える町に向かって、私はじめ職員が一つとなって努力を重ねるよう改めて決意しております。

可決された主な議案

●美郷町課設置条例の一部変更について

秋田わか杉国体の開催を今年の九月に控え、国体準備室の名称を「国体室」に変更しました。また、医療費適正化のため生活習慣病予防の取り組みを町が重点的に行うことに伴い、その保健指導に町保健師・栄養士との連携が不可欠であることから、国民健康保険等に関する事務を福祉保健課に受け持たせました。

●美郷町副町長定数条例、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の改正により、助役に代えて「副町長」を置き、その定員を一人と定めるとともに、特別職の収入役を廃止し、一般職の「会計管理者」を置くことを決めました。なお、現収入役は任期まで引き続きその任に当たりま

●町議会議員、非常勤の特別職、町長等及び教育長の報酬又は給与に係る

4 条例の一部改正について

町議会議員、町四役の報酬又は給与の額をそれぞれ4%減額するとともに、非常勤の特別職の報酬の額をそれぞれ減額しました。

●美郷町税条例の一部改正について

これまで固定資産税を前納した場合、前納報奨金を割り引いた金額で納付していただいていたましたが、現在では納税意識の向上や窓口納税、口座振替制度が普及してきており、制度初期の目的であった早期納税と滞納の防止や納税意識が定着化されたことにより、この報奨金制度を廃止しました。

●美郷町学校給食センター設置条例の一部改正について

学校給食の効率化事業の実施に伴い、六郷学校給食センターを廃止し、千畑学校給食センターを「北学校給食センター」、仙南学校給食センターを「南学校給食センター」とそれぞれ名称を改めました。なお、六郷地区の学校給食は、六郷小学校及び六郷東根小学校を北学校給食センター、六郷中学校を南学校給食センターが行います。

●美郷町体育館設置条例、美郷町特定

地区公園条例の一部改正について

六郷中学校に隣接している総合体育館(アスパル)を同校体育館に用途変更するとともに、仙南総合体育館(リリオス)の名称を「美郷総合体育館(リリオス)」と改めました。

●美郷町地販地消推進条例の制定について

町内産品等の地域内流通や消費を促し、地域経済の活性化を図るため、町の地販地消推進の基本理念や町、事業者、経済団体及び町民の役割を明確にすることなどを目的とした条例を制定しました。町はこの条例に基づき、町内の消費者、事業者、公共的団体の代表者などで組織する「美郷町地販地消推進会議」を設置し、地販地消の具体的な取り組みについて検討します。

●平成十八年度美郷町一般会計補正予算第六号

農業夢プラン応援事業費補助金の増額(五百七十二万七千円)、美郷町肉用牛導入基金における国費分の返還金(百三十二万二千円)などに加え、既に完了している事務事業の精算に係る減額を行い、歳入歳出予算の総額にそれぞれ

二億千七百七十一万二千円を追加しました。

●平成十八年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第四号

平成十八年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第五号

●平成十八年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第四号

それぞれ既に完了している事務事業の精算に係る減額と、これに伴う一般会計からの繰入金金の減額等を行いました。

●平成十九年度一般会計予算

●平成十九年度老人保健特別会計予算

●平成十九年度簡易水道事業特別会計予算

●平成十九年度下水道事業特別会計予算

●平成十九年度農業集落排水事業特別会計予算

平成十九年度一般会計及び各特別会計予算については次ページ以降をご覧ください。